

○岡山市下水道排水設備指定工事店に係る処分に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号。以下「条例」という。）第5条の9の規定により行う指定工事店に対する処分について、その取扱いその他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において「不良行為」とは、別表第1不良行為の種類欄に掲げる行為をいう。

(不良行為があった場合の点数の計算)

第3条 市長は、指定工事店に不良行為があったと認めるときは、当該不良行為の種類ごとに、別表第1不良行為の種類欄に掲げる区分に応じ、同表点数の欄に定める点数（以下「不良行為点数」という。）を当該不良行為を行った指定工事店に付するものとする。

2 複数の不良行為が同一の指定工事店につき同一時期に発生し、かつ、当該不良行為が同一の下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）に係るものである場合、当該複数の不良行為に対し前項の規定により本来付されることとなる点数の累計が100点を超えるときは、当該指定工事店に対し、100点を付するものとする。この場合において、当該複数の不良行為中、前項の規定により本来付されることとなる点数が200点以上の重大な不良行為があるときは、当該不良行為点数は、当該複数の不良行為のうち最も大きな不良行為点数を付するものとする。ただし、当該不良行為が当該指定工事店の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 第6条に規定する指定の一時停止処分を受けた指定工事店が、一時停止期間の満了する日の翌日から起算して2年を経過しない間に、さらに不良行為を行ったときは、当該不良行為に対し、第3条第1項の規定により本来付されることとなる不良行為点数に100点を加算するものとする。

4 同一の指定工事店が、岡山市下水道排水設備指定工事店規則（平成14年市規則第75号。以下「規則」という。）第12条第6号に規定する市長への確認申請の提出件数が、同一年度内に累計50件を超え公共下水道の接続促進に貢献したと認めるときは、

当該指定工事店に付した不良行為点数から当該年度の最終日に50件ごとに50点を減ずるものとする。

5 第5条に規定する措置を講じられた指定工事店に当該措置を講じられた日の翌日から起算して2年間不良行為がなかったときは、不良行為点数から当該措置に係る点数を減ずるものとする。

6 第6条に規定する指定の一時停止処分を受けた指定工事店に当該一時停止の期間の満了する日の翌日から起算して2年間不良行為がなかったときは、不良行為点数から当該処分に係る点数を減ずるものとする。

7 前各項の規定により付した点数は、次に掲げる場合には抹消するものとする。

(1) 指定工事店の指定の有効期間が満了したとき。

(2) 指定工事店の指定を取り消したとき。

(不良行為の通知)

第4条 市長は、指定工事店に不良行為の疑いがあると認めるときは、当該指定工事店に対し、岡山市下水道排水設備指定工事店不良行為届出書（様式第2号。以下「届出書」という。）を提出するよう指導するものとする。

2 市長は、指定工事店に不良行為があったと認めるときは、その内容及び前条の規定により付した不良行為点数その他必要な事項を岡山市下水道排水設備指定工事店不良行為認定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により当該指定工事店に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた指定工事店は、不良行為の有無又はその内容に係る市の認定について重大な誤認があることを理由とする場合に限り、通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、不服の申出をすることができる。

4 市長は、前項の規定による不服の申出に理由があると認めるときは、不良行為の認定を取り消し、又はその内容を訂正するとともに、当該不良行為に係る不良行為点数を取り消し、又は変更するものとする。

(不良行為の発生を防止するための措置)

第5条 市長は、不良行為点数が別表第2点数欄に掲げる点数に達した指定工事店があるときは、不良行為の新たな発生を防止するため、同表出席者欄に定める者に対し同表事

前措置内容欄に掲げる措置を講ずるとともに、岡山市下水道排水設備指定工事店不良行為警告書（様式第4号）により当該指定工事店に通知するものとする。

（処分の決定）

第6条 市長は、指定工事店の不良行為点数が別表第3点数又は事由欄に掲げる点数に達したとき、又は指定工事店が同欄に掲げる事由に該当したときは、岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）第12条の規定による意見陳述のための手続を執った後、同表処分の内容欄に掲げる指定の一時停止又は取消しを行うものとする。

2 市長は、指定の一時停止又は取消しの決定をしたときは、岡山市下水道排水設備指定工事店指定取消し（一時停止）決定通知書（様式第5号）により当該指定工事店に通知するものとする。

3 市長は、指定の一時停止又は取消しの決定をした指定工事店へ排水設備工事を注文した者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市長が指定する排水設備工事に限り、当該処分に係る指定工事店が施工できるものとする。

（指定の更新と一時停止処分の関係）

第7条 指定工事店の指定の残余期間が前条の規定により本来行われるべき指定の一時停止の期間（以下「本来の停止期間」という。）より短いときは、当該残余期間について指定の一時停止を行うものとする。

2 前項の場合において、指定の一時停止を受けた指定工事店が、本来の停止期間中に新たな指定又は指定の更新を受けることとなるときは、市長は、当該指定について、本来の停止期間経過後に指定の効力が発生する旨の条件を付するものとする。

（処分の公示及び報告等）

第8条 指定の一時停止又は取消しの処分を行った場合は、排水設備を設置する義務者に対し、契約した指定工事店が当該処分を受けた旨を通知し、規則の定めるところにより公示を行うとともに、岡山県下水道協会の会長に通知するものとする。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に岡山市下水道排水設備指定工事店に係る処分に関する事務処理要綱（平成14年10月1日施行）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、こ

の告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年市告示第748号）

この告示は、平成18年6月28日から施行する。

附 則（平成19年市告示第1125号）

1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。

2 この告示の施行日前になされた不良行為については、平成20年8月31日までに自ら申告し、かつ、遡及して支払わなければならない使用料が発生した場合であって、条例第2条第6号の義務者に対し、経過を説明し当該使用料が納付期限内に納付されたときは、不良行為点数は付さない。ただし、届出書の提出及び通知書による通知は行うものとする。

附 則（平成23年市訓令甲第71号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年市告示第78号）

この要綱は、平成25年3月1日から廃止する。

附 則（平成24年岡下営770号）

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年岡下営761号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡下営584号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年岡下営34号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年岡下営131号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年岡下営591号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

別表第 1（第 2 条関係）

不良行為点数表

不良行為の種類	点数	条例第 5 条の 9 該当号
条例第 3 条第 2 号の規定に違反したとき（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条ただし書に該当するものを除く。）。	20	第 5 号
規則第 12 条の規定に違反したとき（第 5 号，第 6 号，第 11 号及び第 12 号を除く。）。	20	第 3 号
規則第 12 条第 5 号の規定に違反したとき。	100	第 3 号
規則第 12 条第 6 号の規定に違反したとき（「下水道排水設備工事事前協議依頼書（様式第 1 号）」を着工前に提出し（以下「事前協議」という。），条例第 4 条の「排水設備等計画確認」を取付桝への接続工事前に受けている（以下「接続前の確認」という。）場合を除く。）。	400	第 3 号
規則第 12 条第 6 号の規定に違反し，発覚が完工後 2 月を超えた場合（「事前協議」及び「接続前の確認」がある場合を除く。）において届出書を提出し，遡及された使用料も適正に義務者が納付したとき。	200	第 3 号
規則第 12 条第 6 号の規定に違反し，発覚が完工後 2 月以内の場合（「事前協議」及び「接続前の確認」がある場合を除く。）において届出書を提出したとき。	100	第 3 号
完工届を工事完了後 2 月以内に提出せず，規則第 12 条第 12 号の規定に違反したとき（届出書を提出し，遡及された使用料も適正に義務者が納付したときは 100 点を減ずる。）。	100	第 3 号

岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市規則第16号）第6条第3項の規定している改善を1月以内になかったとき（指定工事店の責に帰すべき事由による場合に限る。）。	100	第7号
その他市長が相当と認めたとき。	100	第7号

別表第2（第5条関係）

事前措置表

点数	事前措置の内容	出席者
100	厳重注意〔課長〕，顛末書の提出	責任技術者
200	厳重注意〔部長〕，顛末書及び改善書の提出	代表者及び責任技術者
300	厳重注意〔局長〕，顛末書及び改善書の提出	代表者及び責任技術者

別表第3（第6条関係）

処分基準表（不良行為に係るもの）

点数又は事由	処分の内容	条例第5条の9該当号
400	指定の一時停止（30日）	
500	指定の一時停止（90日）	
600	指定の一時停止（180日）	
700	指定の取消し	
条例第5条の3に規定する要件を欠くとき。	指定の取消し	第1号
一時停止期間中に規則第12条第6号に違反したとき。	指定の取消し	第7号